

笛吹市告示第 36 号

笛吹市世界農業遺産周遊ツアー補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 26 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市世界農業遺産周遊ツアー補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、笛吹市の観光振興及び農業の持続的な発展を図るため、笛吹市の世界農業遺産「峡東地域の扇状地に適応した果樹農業システム」を周遊するツアーを扱う旅行者に対し、予算の範囲内で世界農業遺産周遊ツアー補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第 2 条 市長は、補助金の交付に係る業務の全部又は一部を、一般社団法人山梨県旅行業協会に委託することができる。

(補助金の交付対象となるツアー)

第 3 条 補助金の交付対象となるツアー(以下「周遊ツアー」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかを実施するもの

ア もも・ぶどう等果樹の農作業体験又は収穫体験

イ 果実酒醸造所の見学又は醸造体験

ウ 笛吹市が提供する世界農業遺産ゲームラーニングの利用

(2) 笛吹市内の宿泊施設に 10 人以上が宿泊するもの

(3) ツアー名に「世界農業遺産」という文言を含むもの

(補助金の交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 3 条の登録を受けた旅行者(営業所、支店等を含む。)であって、周遊ツアーを対象とした旅行業務(同法第 2 条第 2 項の旅行業務をいう。)を実施するものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、周遊ツアーの参加者 1 人当たり 1,000 円とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、周遊ツアー催行日の 10 日前までに、世界農業遺産周遊ツアー補助金交付申請書(様式第 1 号)に当該周遊ツ

アの行程表を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは世界農業遺産周遊ツアー補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは世界農業遺産周遊ツアー補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請のあった者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定通知書を受けた者は、交付決定後に補助金の交付決定を受けた内容を変更するときは、世界農業遺産周遊ツアー補助金変更承認申請書(様式第4号)に変更後の行程表を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは世界農業遺産周遊ツアー補助金変更承認通知書(様式第5号)により、不適当と認めるときは世界農業遺産周遊ツアー補助金変更不承認通知書(様式第6号)によりその理由を付して、承認申請のあった者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 第7条の規定による交付決定通知書を受けた者は、周遊ツアーが完了したときは、当該完了の日から起算して10日以内に、世界農業遺産周遊ツアー補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊施設利用証明書(様式第8号)

(2) 世界農業遺産体験等施設利用証明書(様式第9号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、世界農業遺産周遊ツアー補助金額確定通知書(様式第10号)により、実績報告のあった者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた者は、速やかに世界農業遺産周遊ツアー補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないことを認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、世界農業遺産周遊ツアー補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、世界農業遺産周遊ツアー補助金返還命令書(様式第 13 号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。